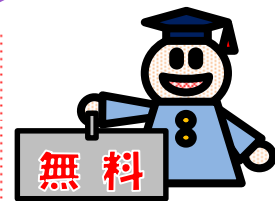


住宅の地震対策講座

出前いたします



市民の皆様を対象に 町内会・会社・小中学校・PTA・その他 各種サークル等
 様々な単位でご要請いただき ご希望の会場へ 出向き開催する
 「住宅の地震対策講座」 です。



今日からできる

- ご家庭での 地震対策

身につく!

体験して納得!



動く模型で 実験

- 地震に強い 建物とは 何か
- 安心できる 家具・布団の配置



体験型模型【2階建て住宅】
1/20スケール

お申込みについて

- 講座名：「住宅の地震対策出前講座」
- 所要時間： 約1時間 程度（時間は相談に応じます）
- 対象者： どなたでも 参加いただけます
- 参加定員： 1回の講座で 50人 程度 まで
（会場により相談に応じます）
- 開催期間： 令和9年3月末まで
- お申込み先： 出雲市役所 建築住宅課 指導係まで FAX等でお申込みください。

無料で
 各地域のコミュニティでも、
 町内の集会所でも
 おうかがいします！

※ 裏面の申込み用紙をご利用ください。

※ 会場は、お申込み者さまで ご用意ください。 開催日時などは、ご相談のうえ決めさせていただきます。

他のイベントに併せてでも **お申込みを！**

申込み・問い合わせ先：出雲市 都市建設部 建築住宅課 指導係
 電話(0853)21-6720 FAX (0853)21-6594





「住宅の地震対策出前講座」
お申込書 (FAX 用紙)

※開催希望日の2週間前までにお申込みください。



送り先

出雲市 都市建設部 建築住宅課 指導係			
電話番号	(0853)21-6720	FAX 番号	(0853)21-6594

お申込み内容

※ 現段階での予定で結構です。

講座を受ける 団体名称など	※〇〇町内会、〇〇会社、〇〇サークル など
開催を 希望する 日時	令和 ____年 ____月 ____日 (____) 午前・午後 ____時頃 ~ ____を希望 ※ご希望に沿えるよう努めますが、ご相談させてください。 【未定ならば、おおむねの時期でも記入ください。】
参加人数(予定)	____人
開催予定会場	名 称 : ----- 住 所 : 出雲市 ※事前に会場利用について会場管理者さんの使用承諾を得てください。
代表者さまの ご連絡先	お名前 : ----- お電話番号 _ _

※ 会場は、お申込み者さまでご用意ください。

※ 開催日時などの詳細については、ご相談させてください。

(上記代表者さんにご連絡させていただきます。)

※ 開催費用は不要です。コンセント(電気)だけ使用させてください。

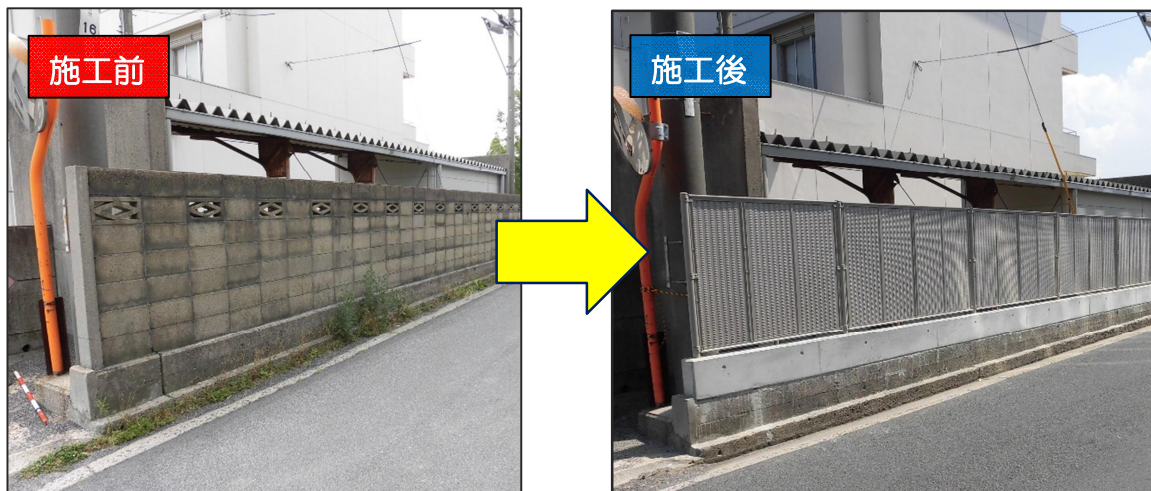
申込み・問い合わせ先： 出雲市 都市建設部 建築住宅課 指導係

電話(0853)21-6720 FAX (0853)21-6594

ブロック塀等の除却等の費用を助成します！

～出雲市ブロック塀等安全確保事業のご案内～

市では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、通行者の安全を確保するため、避難路等に面した危険性の高いブロック塀等の除却又は 建替え費用の一部を助成します。



■ **対 象**：次の**すべてに該当する塀が対象**となります。

- ① 塀の構造がコンクリートブロック造、組積造（レンガ積・石積）であるもの
- ② 次に掲げるいずれかの避難路等に面しているもの
 - ア 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める緊急輸送道路等
 - イ 小学校又は中学校の通学路
 - ウ 出雲市地域防災計画に定める避難路

ウ-1. 津波避難計画に定める避難経路

ウ-2. 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画に定める避難経路

※ ア 及び ウ の路線は市ホームページでご確認ください。

（市トップページ＞市民の方＞暮らし・手続き＞分類で探す＞住まい＞分類で探す＞建築＞分類で探す＞支援・補助＞ブロック塀等の除却等の費用に対する助成制度について）

※ **イ の路線は、別途、お問い合わせください。**

- ③ ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
- ④ 建築士又はブロック塀診断士の診断により危険と判定されたもの

■ **助成対象となる費用**：

- ・ ブロック塀等を除却する費用（**除却費**）
- ・ ブロック塀等を除却し、新たな塀（ブロック塀を除く。）を新設する費用（**建替え費**）

■ **助成金額**： **除却費または建替え費の3分の2以内**で、**26万4千円が上限**

■ **注意事項**

- **補助金の交付決定を受けた後に、工事をおこなってください。**

相談・問い合わせ先： 出雲市 都市建設部 建築住宅課 指導係

電話(0853)21-6720 FAX (0853)21-6594



地震に安心なお住まいですか？

住宅の耐震診断を受けてみましょう！

市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震診断」、「耐震補強計画」、「耐震改修」、「解体除却」、「建替え」等に必要な費用の一部について助成しています。

■ 対 象

市内にある木造住宅で以下に該当するもの

(耐震診断にあっては①～③に該当するもの、その他にあっては全てに該当するもの。)

- ① 個人の自己所有であるもの
- ② 一戸建ての住宅または併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）で階数が2以下のもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの（昭和56(1981)年6月1日以降、一体増築工事に着手している場合は補助対象外）
- ④ 耐震診断によらない、容易な診断調査票により倒壊の危険性があると判断されたもの（耐震補強計画、耐震改修をする場合は耐震診断により上部構造評点が1.0未満と判定されたものに限る。)

■ 助 成 金 額

- 耐震診断／耐震診断費の3分の2以内で、6万円が上限
- 耐震補強計画／補強設計費の3分の2以内で、40万円が上限
- 耐震改修／耐震改修工事費の100分の23以内で、80万円が上限
- 解体除却／解体除却工事費の100分の23以内で、40万円が上限
- 総合支援事業(耐震補強計画及び耐震改修)
／補強設計費及び耐震改修工事費の5分の4以内で、100万円が上限
- 総合支援事業(建替え(解体除却及び新築))
／解体除却工事費及び新築工事費の5分の4以内で、100万円が上限

申込み・問い合わせ先：

出雲市 都市建設部 建築住宅課 指導係

電話(0853)21-6720 FAX (0853)21-6594

